

久喜市議会  
令和2年9月定例会議案

## 議 案 目 録

議案第58号	令和元年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について	1
議案第59号	令和元年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
議案第60号	令和元年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	3
議案第61号	令和元年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第62号	令和元年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第63号	令和元年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第64号	令和元年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	7
議案第65号	令和元年度久喜市水道事業会計決算認定について	9
議案第66号	令和元年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	10
議案第67号	令和元年度久喜市下水道事業会計決算認定について	12
議案第68号	令和2年度久喜市一般会計補正予算（第5号）について	13
議案第69号	令和2年度久喜市一般会計補正予算（第6号）について	14
議案第70号	令和2年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	15
議案第71号	令和2年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	16
議案第72号	令和2年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	17
議案第73号	令和2年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	18

議案第 7 4 号	令和 2 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補 正予算（第 1 号）について ……………	1 9
議案第 7 5 号	令和 2 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について ……………	2 0
議案第 7 6 号	令和 2 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について ……………	2 1
議案第 7 7 号	久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改 正する条例 ……………	2 2
議案第 7 8 号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例 ……………	2 4
議案第 7 9 号	久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例 ……………	2 5
議案第 8 0 号	久喜市土地区画整理事業施行規程の一部を改正 する条例 ……………	2 6
議案第 8 1 号	財産の取得について ……………	2 7
報告第 9 号	継続費精算報告について ……………	2 8
報告第 1 0 号	継続費精算報告について ……………	3 0
報告第 1 1 号	令和元年度決算に係る財政健全化に関する比率 の報告について ……………	3 2
報告第 1 2 号	賃貸借契約の締結の報告について ……………	4 2
報告第 1 3 号	賃貸借契約の締結の報告について ……………	4 3

議案第58号

令和元年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度久喜市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第59号

令和元年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第60号

令和元年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 6 1 号

令和元年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第62号

令和元年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一



議案第63号

令和元年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第64号

令和元年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

令和元年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	利益剰余金			
	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
平成30年度末残高	1,014,511,855	1,217,519,325	0	2,232,031,180
令和元年度変動額	△ 308,762,915	0	1,004,938,709	696,175,794
減債積立金取崩額	△ 308,762,915	0	308,762,915	0
建設改良積立金取崩額	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	696,175,794	696,175,794
令和元年度末残高	705,748,940	1,217,519,325	1,004,938,709	2,928,206,974
処分額	388,146,178	0	△ 1,004,938,709	△ 616,792,531
処分後残高	1,093,895,118	1,217,519,325	0	2,311,414,443

議案第65号

令和元年度久喜市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和元年度久喜市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 66 号

令和元年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

令和 2 年 8 月 31 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

令和元年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	利益剰余金		
	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
平成30年度末残高	130,801,037	0	130,801,037
令和元年度変動額	△ 130,801,037	262,373,187	131,572,150
減債積立金取崩額	△ 130,801,037	130,801,037	0
当年度純利益	0	131,572,150	131,572,150
令和元年度末残高	0	262,373,187	262,373,187
処分額	120,145,382	△ 262,373,187	△ 142,227,805
処分後残高	120,145,382	0	120,145,382

議案第67号

令和元年度久喜市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和元年度久喜市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 68 号

令和 2 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号）について

令和2年度久喜市一般会計補正予算(第5号)を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一



議案第 69 号

令和 2 年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号）について

令和2年度久喜市一般会計補正予算(第6号)を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第70号

令和2年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和2年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 1 号

令和 2 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和2年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 2 号

令和 2 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和2年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 3 号

令和 2 年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和2年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 4 号

令和 2 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和2年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 5 号

令和 2 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和2年度久喜市水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 76 号

令和 2 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和2年度久喜市下水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一



議案第77号

久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

久喜市個人番号の利用に関する条例(平成27年久喜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 市長	久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成22年久喜市条例第126号)によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例(平成22年久喜市条例第138号)による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第139号)による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による中国残留邦人等支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)又は医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又

		は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)をいう。以下同じ。)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を追加したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第78号

### 久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。  
別表第1第26項中「くき市民カード」を「印鑑登録証」に改め、同表第27項中「。次項において「番号法」という。」を削り、同表中第28項を削り、第29項を第28項とし、第30項から第44項までを1項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

くき市民カードの名称の変更並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による通知カードの廃止に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第79号

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第80号

久喜市土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

久喜市土地区画整理事業施行規程(平成22年久喜市条例第208号)の一部を次のように改正する。

第3条中「字砂畑及び字伊坂の各一部」を「字砂畑の各一部、久喜市栗橋中央1丁目の一部」に、「字古堤及び字切戸崎」を「字古堤、字切戸崎及び字堤根」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域の名称について、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 8 1 号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議決を求める。

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類  | 久喜市立小・中学校児童生徒用端末   |
| 2 | 数 量    | 10,664台  |
| 3 | 取得金額   | 712,250,000円   |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目45番地1<br>リコージャパン株式会社 販売事業本部<br>埼玉支社公共文教営業部<br>部長 高 田 利 行 |

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

久喜市立小・中学校児童生徒用端末を取得したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

報告第9号

継続費精算報告について

令和元年度久喜市一般会計予算の継続費に係る防災行政無線デジタル化更新事業が完了したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和元年度久喜市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
9消防費	1消防費	防災行政無線デジタル化更新事業	28	52,216,000	0	52,200,000	0	16,000	45,838,208	0	45,800,000	0	38,208	6,377,792	0	6,400,000	0	△ 22,208
			29	495,154,000	0	495,100,000	0	54,000	426,236,192	0	426,200,000	0	36,192	68,917,808	0	68,900,000	0	17,808
			30	388,294,000	0	388,200,000	0	94,000	338,367,952	0	338,300,000	0	67,952	49,926,048	0	49,900,000	0	26,048
			元	409,684,000	0	409,600,000	0	84,000	436,860,408	0	436,700,000	0	160,408	△ 27,176,408	0	△ 27,100,000	0	△ 76,408
			計	1,345,348,000	0	1,345,100,000	0	248,000	1,247,302,760	0	1,247,000,000	0	302,760	98,045,240	0	98,100,000	0	△ 54,760



報告第10号

継続費精算報告について

令和元年度久喜市水道事業の継続費に係る八甫浄水場受変電設備更新工事が完了したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和元年度久喜市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績			比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳		支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳		年割額と支払義務発生額の差	左 の 財 源 内 訳				
					国庫補助金	企業債		損益勘定留保資金	国庫補助金		企業債	損益勘定留保資金	国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金
1資本的支出	1建設改良費	八甫浄水場受変電設備更新工事	30	円 157,862,000	円 0	円 0	円 157,862,000	円 122,441,000	円 0	円 0	円 122,441,000	円 35,421,000	円 0	円 0	円 35,421,000
			元	56,043,000	0	0	56,043,000	81,679,000	0	0	81,679,000	△ 25,636,000	0	0	△ 25,636,000
			計	213,905,000	0	0	213,905,000	204,120,000	0	0	204,120,000	9,785,000	0	0	9,785,000

報告第 1 1 号

令和元年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度における久喜市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 財政健全化に関する比率

健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	－	( 11.76 )
連結実質赤字比率	－	( 16.76 )
実質公債費比率	6.1	( 25.0 )
将来負担比率	1.2	( 350.0 )

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「－」を記載しています。
- 2 早期健全化基準を、括弧内に記載しています。

資金不足比率 (単位：%)

農業集落排水事業特別会計	－	( 20.0 )
土地区画整理事業特別会計	－	( 20.0 )
水道事業会計	－	( 20.0 )
下水道事業会計	－	( 20.0 )

備考

- 1 いずれの特別会計においても資金不足額が生じていないことから、資金不足比率については、「－」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を、括弧内に記載しています。



久監査第276号  
令和2年8月7日

久喜市長 梅田修一様

久喜市監査委員 菊地雅之  
久喜市監査委員 斉藤広子

財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和元年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

別紙

令和元年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.76
② 連結実質赤字比率	—	—	16.76
③ 実質公債費比率	6.1	6.5	25.0
④ 将来負担比率	1.2	16.6	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和元年度一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の 11.76%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和元年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化基準の 16.76%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率は 6.1%となっており、前年度より 0.4ポイントの減となった。

早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は 1.2%となっており、前年度より 15.4 ポイントの減となった。

早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。



久監査第277号  
令和2年8月7日

久喜市長 梅田修一様

久喜市監査委員 菊地雅之  
久喜市監査委員 斉藤広子

経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。



## 別紙 1

### 令和元年度 農業集落排水事業特別会計（法非適用企業） 経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	平成 30 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

## 別紙 2

### 令和元年度 土地区画整理事業特別会計（法非適用企業） 経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	平成 30 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

## 別紙 3

### 令和元年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	平成 30 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

## 別紙 4

### 令和元年度 下水道事業会計経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和元年度	平成 30 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

## 報告第12号

### 賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例(平成29年久喜市条例第20号)第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 契約の名称         | 複合機賃貸借  |
| 2 | 契約の目的         | 賃貸借契約期間が満了する複合機を入れ替えることにより、事務環境の充実を図る。  |
| 3 | 契約の金額         | モノクロ0.7円、1.5円(各1カウント当たり)<br>モノカラー5.0円、7.0円(各1カウント当たり)<br>フルカラー8.0円、15.0円(各1カウント当たり)<br>執行予定総額 44,371,860円<br>(執行予定月額739,531円) |
| 4 | 契約の方法         | 指名競争入札  |
| 5 | 契約の相手方の住所及び氏名 | 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2<br>富士ゼロックス埼玉株式会社<br>営業統括部長 海津裕明   |
| 6 | 契約締結の年月日      | 令和2年6月5日  |
| 7 | 契約の期間         | 令和2年7月1日から令和7年6月30日まで   |

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅田修一

## 報告第13号

### 賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例(平成29年久喜市条例第20号)第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 契約の名称         | 内部情報系システム(LANシステム等)用機器賃貸借                                 |
| 2 契約の目的         | 賃貸借契約期間が満了する内部情報系システム(LANシステム等)用機器を入れ替えることにより、事務環境の充実を図る。 |
| 3 契約の金額         | 40,847,400円<br>(月額680,790円)                               |
| 4 契約の方法         | 指名競争入札  |
| 5 契約の相手方の住所及び氏名 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20<br>富士通リース株式会社 関東支店<br>支店長 坂口 雄二   |
| 6 契約締結の年月日      | 令和2年7月28日   |
| 7 契約の期間         | 令和3年1月1日から令和7年12月31日まで                                    |

令和2年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一